

蒲郡市環境整備事業補助金交付取扱要領

第1 環境整備事業の実施の取扱いについては、蒲郡市環境整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほかこの取扱要領による。

第2 要綱第3条に規定する補助対象となる事業で墓地の環境保全及び用地保全とは、次のいずれかに該当するものとする。

1 環境保全

(1) 給水装置の設置

(2) 墓地内の主要通路のコンクリート等による舗装（雨水の流れ道となり土砂の流出がある場合）

(3) 排水路設置

(4) 墓地周囲のブロック塀又は密植した樹木の垣根の設置

2 用地保全

(1) 土留（フェンス等の付帯をふくむ）

(2) 整地

3 1、2に規定する以外で公共性があると認められるもの

附 則

この要領は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。